

平成27年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名古屋市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進 について……………	1 頁
2	名古屋城の整備について……………	2 頁
3	東山動植物園の再生について……………	4 頁
4	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援について……………	6 頁
5	防災対策等について……………	8 頁
6	リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりについて……………	14 頁
7	安心・安全なまちづくりについて……………	16 頁
8	医療費の助成について……………	18 頁
9	医療保険制度への財政支援について……………	19 頁
10	医療・介護体制の充実について……………	20 頁
11	教育行政の充実について……………	24 頁
12	「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携について……………	30 頁
13	国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直しについて……………	32 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進について

○市町村に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

平成27年の本市財政を見通すと、景気はこのところ弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いていますが、市税収入は平成26年度当初予算と同程度にとどまる見込みであり、歳出においては、福祉や医療などの義務的な経費の伸びが避けられないことから、依然として厳しい状況にあります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。

こうした中、本市における県からの任意補助金は、平成26年度予算では子育て支援減税手当などの影響もあり、約120億円ですが、その多くは医療費助成などの福祉施策を実施するうえで貴重な財源となっています。

従来より名古屋圏の発展のため、県・市協調で各事業を推進するとともに、本市に係る県の施策等に取り組みされてきたところですが、名古屋圏、とりわけ愛知の更なる発展を実現するためには、今まで以上に県の支援と協力は不可欠なものです。

県におかれては、必要な市民サービスを確保できるよう、また、市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村に対する任意補助金を充実・確保するとともに、本市に係る県の施策等を推進することを要望します。

2 名古屋城の整備について

(産業労働部)

○名古屋城本丸御殿の復元に対する補助

現在、県におかれては、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった地元をふるさととする武将を中心とした観光施策の推進を図られています。名古屋城は、戦国武将にゆかりのある城郭であり、天守閣のほか、西南隅櫓等の複数の重要文化財を備えた中部圏を代表する文化・観光施設です。

本市では、名古屋城の歴史的・文化的価値と魅力を高め、交流の拠点とするため、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」に基づき、本丸御殿の復元を始め、障壁画復元模写、二之丸庭園の整備、石垣の整備など、文化財の保存活用を進めるとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「金シャチ横丁」の構想実現に向けて取り組んでいるところです。

本丸御殿復元事業は、平成21年に工事着手し、平成25年には玄関・表書院が完成、一般公開を開始しました。平成30年には全体の完成・公開を予定しています。

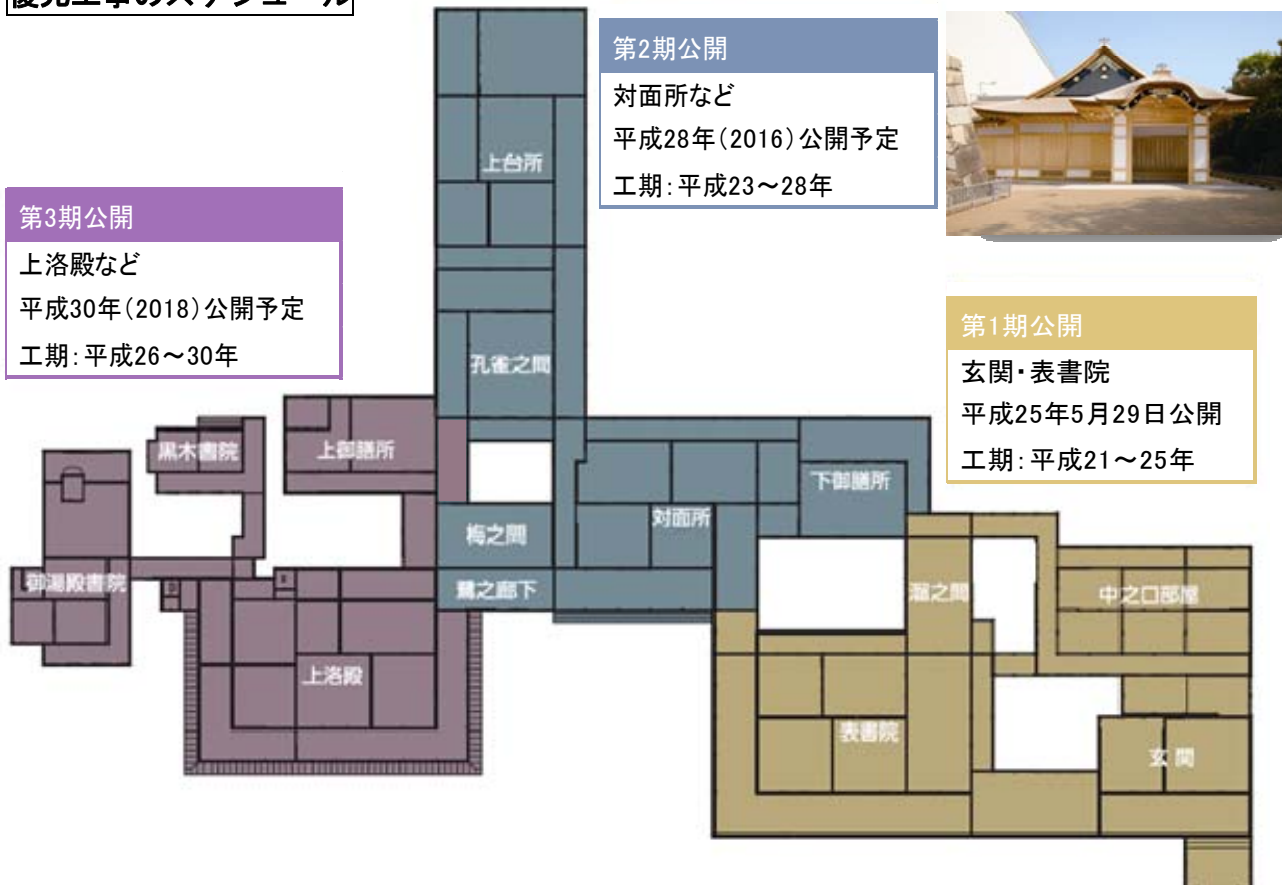
この事業の重要性と広域性を踏まえ、名古屋城本丸御殿の復元に対する補助を引き続き要望します。

復元工事の状況



※平成28年完成・公開予定の下御膳所（前）と対面所（後）

復元工事のスケジュール



3 東山動植物園の再生について

(建設部)

○東山動植物園の再生整備に対する補助

現在、県におかれては、「あいちのみどり2020～第5次愛知県緑化基本計画～」により、「みんなで支える 多様で豊かなあいちの緑」の実現を目標とされています。

東山動植物園を中心とする東山公園は、来園者が年間220万人を超える日本有数の都市公園であり、本市を除く県民利用者の割合は38%にも及び、県民にとって重要な緑に親しむ場となっています。

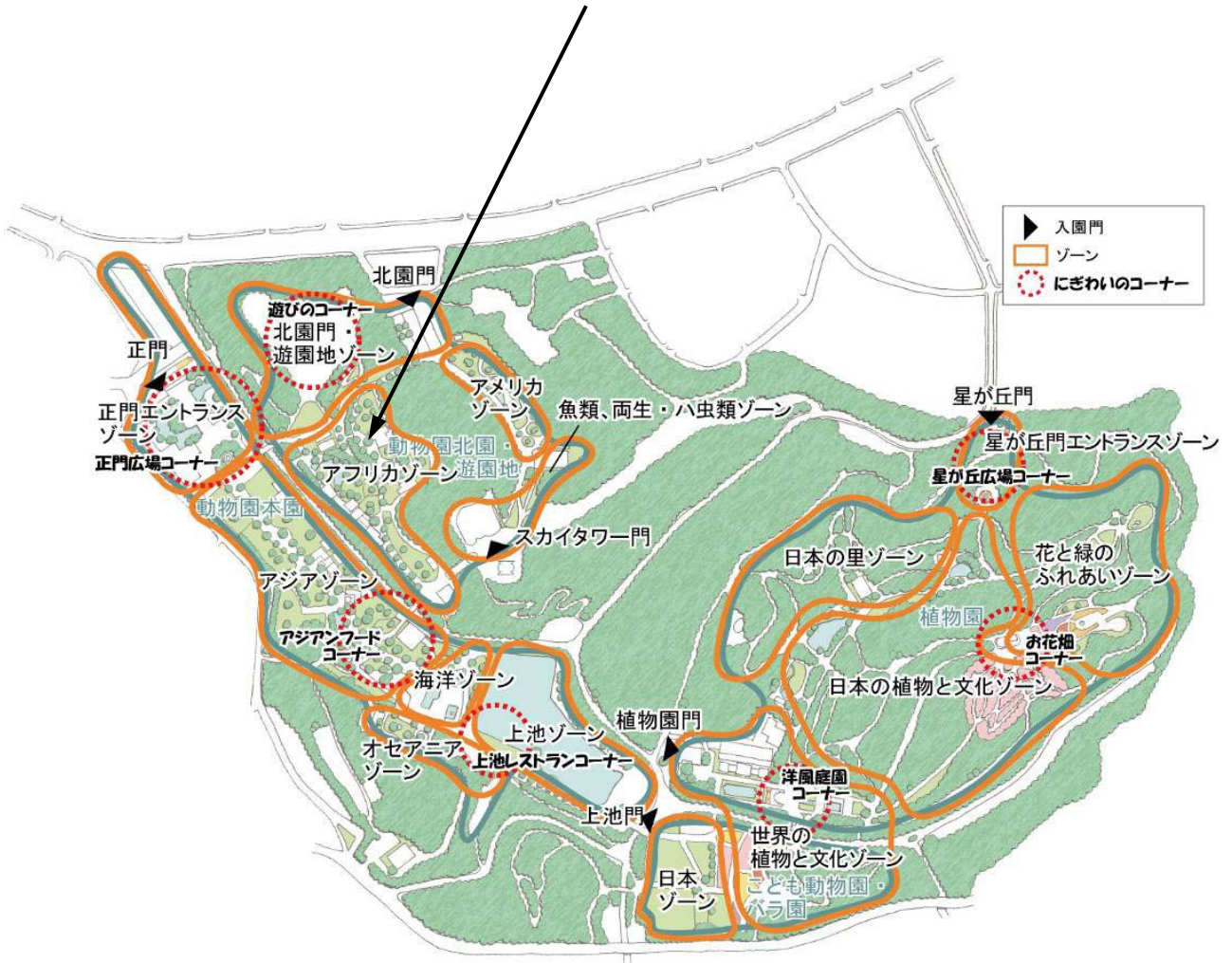
本市では、「人と自然をつなぐ懸け橋」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき整備を進めています。多くの来園者から、順次リニューアルされるエリアへの大きな関心や期待が寄せられており、平成27年度からはアフリカゾーンの整備に着手することを予定しています。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、東山動植物園の再生整備に対する補助の創設を要望します。

アフリカゾーンの整備



(アフリカの森エリア)



4 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援について

(県民生活部)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しており、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、トップレベルの舞台芸術創造事業にも採択されるなど高い評価を得ており、今後益々の活躍が期待されています。

その演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しています。

しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、本市においても、その指導、援助の強化について一層の努力を傾けているところです。

同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

演奏会開催状況

(単位：回)

区分	23年度	24年度	25年度
愛知県	96	103	91
愛知県外	12	6	26
計	108	109	117



○定期演奏会（愛知県芸術劇場 コンサートホール）



○県内各地における演奏活動（豊田市コンサートホール）

5 防災対策等について

(防災局、建設部、地域振興部)

- 震災対策の推進
- 治水対策等の推進
- 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上
- 地下鉄の安全対策等

(1) 震災対策の推進

本市では、東日本大震災を踏まえ、今後5年間で行うべき震災対策をまとめた「名古屋市震災対策実施計画」を策定し、その取り組みを進めています。

県におかれても、平成27年度からを計画期間とする「第3次あいち地震対策アクションプラン」の策定に取り組まれており、また、本市と共同で「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化地域計画の策定に向けた作業を進めているところです。

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による被害は、これまでの想定を大きく上回ることが予測されています。特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積する大都市であることから、甚大な被害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、さらなる震災対策の推進が喫緊の課題となっています。

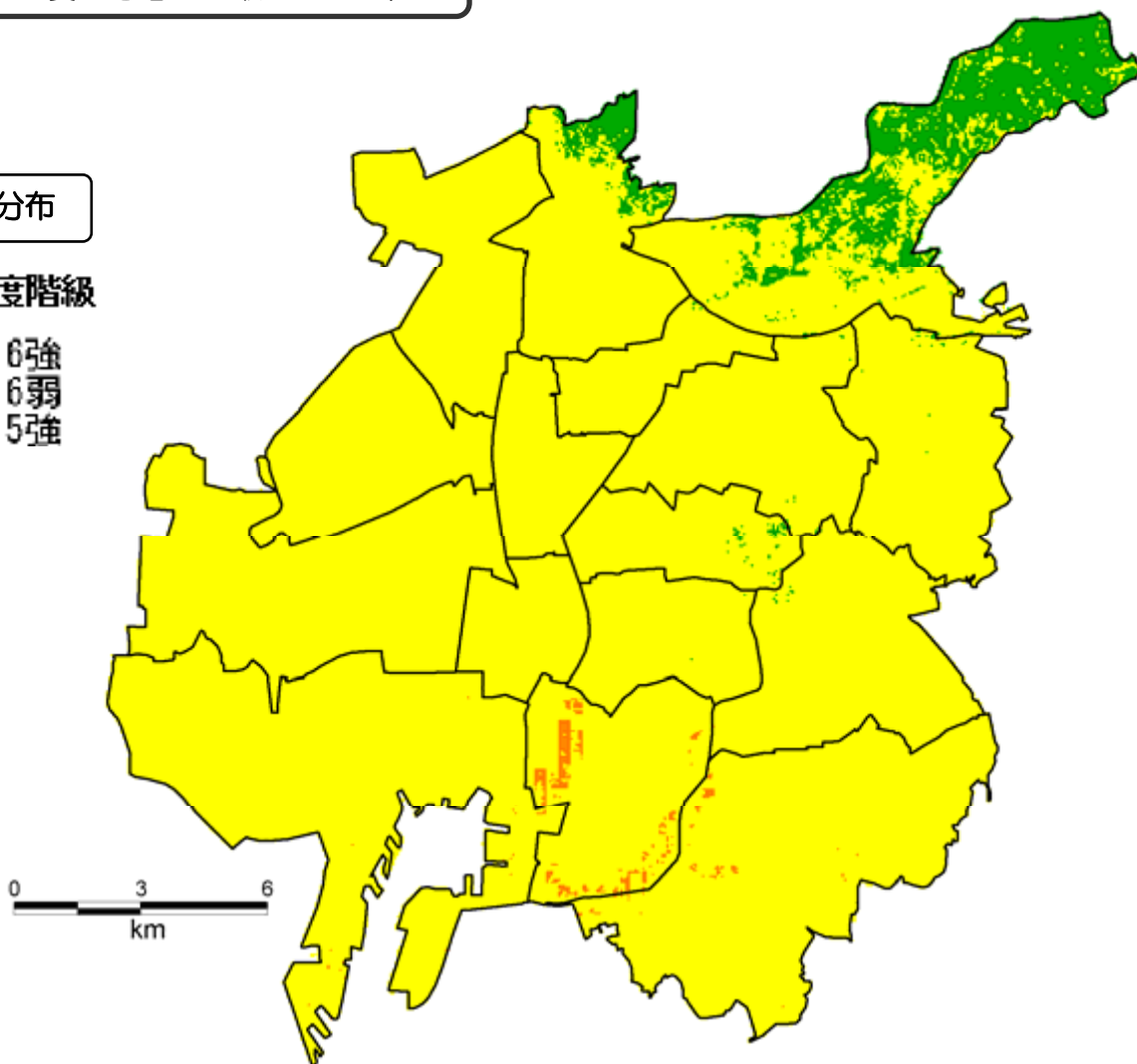
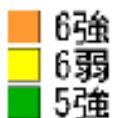
県におかれては、以下の点について震災対策を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川及びため池の耐震対策を推進すること。
- イ 民間住宅及び多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断・改修を促進するため、必要な事業費の確保・拡充を図ること。
- ウ 金山総合駅連絡通路橋の耐震対策に対する補助を創設すること。

南海トラフ巨大地震の被害想定
(過去の地震を考慮した最大クラス)

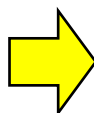
震度分布

震度階級



甚大な被害が発生

最大震度	震度6強
最高津波水位	3.3m
死者数	約1,400人
重傷者数	約600人
地震動による全壊棟数	約4,900棟
上水道断水戸数※1	約357千戸 (約30%)
帰宅困難者数※2	約145,000人 ～約151,000人



被害軽減のため
さらなる震災対策が必要

※1 地震発生直後の戸数
※2 平日12時の人数

(2) 治水対策等の推進

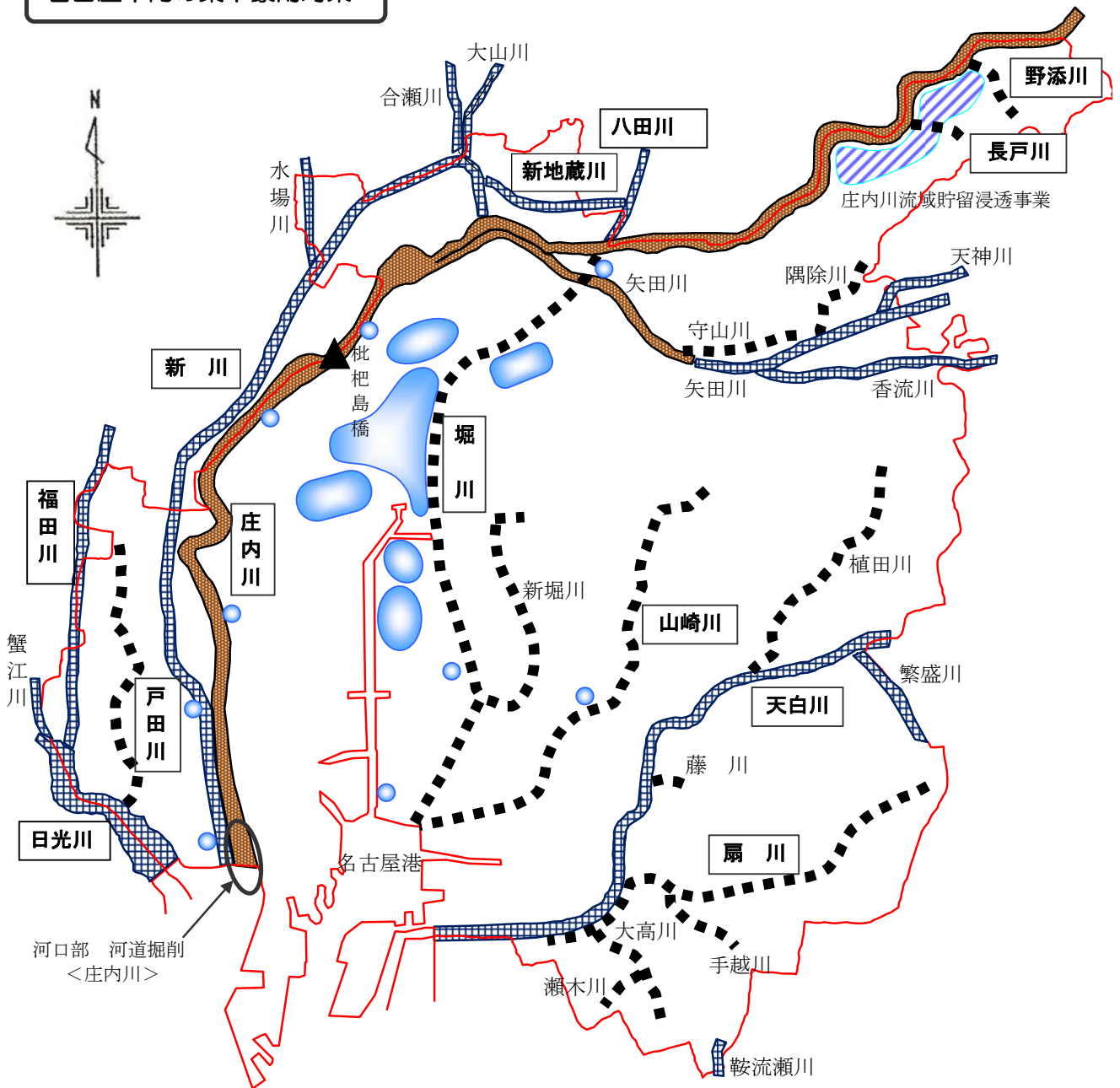
本市では、東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努め、一定の治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、平成23年9月の台風15号に伴う豪雨や昨年9月の豪雨などにより、多大な浸水被害が発生しています。

また、豪雨に伴う土砂災害の発生に備え、県からの依頼により市内の土砂災害危険箇所の緊急周知等を実施しているところであり、さらなる治水対策を推進し災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要があります。






県におかれても、以下の点について治水対策等を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川の改修の一層の推進を図ること。また、国直轄河川の改修の一層の推進について、引き続き国に対し働きかけること。
- イ 急傾斜地崩壊危険区域について、急傾斜地崩壊防止工事を推進するとともに、市内における土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させること。
- ウ 河川上流部における下水道整備の促進など、河川の水質について改善を図ること。

名古屋市内の集中豪雨対策



太字 事業実施中

凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	市管理河川 (一、二級河川)
	庄内川流域貯留浸透事業
	緊急雨水整備事業等

(3) 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

大規模災害発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要です。

また、災害対応力の向上のため、防災活動拠点の機能維持が必要です。

さらに、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する体制を整備する必要があります。

県におかれても、以下の点について大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るよう要望します。

- ア 帰宅困難者対策として、企業に対して従業員の一斉帰宅の抑制などの協力を働きかけるとともに、防災用品の備蓄に必要な施策を講じること。
- イ 避難所における災害用トイレの購入に対する補助の対象などを拡充すること。
- ウ 防災活動拠点における非常用電源設備の機能強化に対する補助を創設すること。
- エ 基幹的広域防災拠点の早期の整備を引き続き国に働きかけること。
- オ 緊急消防援助隊の受け入れ体制を構築すること。

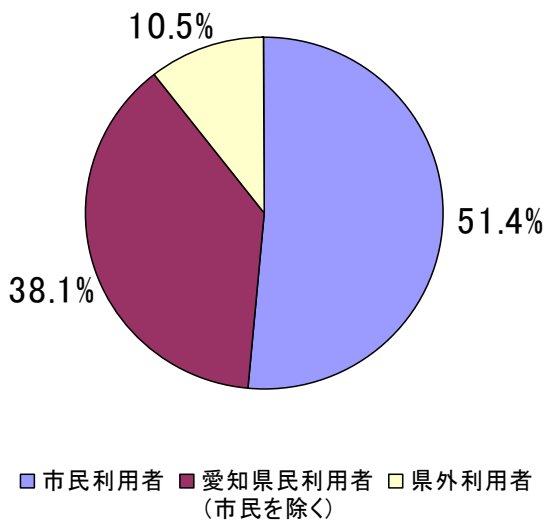
(4) 地下鉄の安全対策等

本市の地下鉄は、一日平均123万人の乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は38%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。

こうした中、都市施設の根幹として安心・安全で快適な地下鉄を目指し、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強や、地下鉄施設の浸水対策のほか、ホームからの転落を防止するための可動式ホーム柵の整備、エレベーターの整備によるバリアフリー化を行うとともに、トンネル、変電所施設など鉄道施設の機能を計画的・効率的に将来にわたり維持していくための老朽化対策も進めていきます。

安全対策を始めとした地下鉄の整備に対する補助を引き続き要望します。

市民利用者、市民を除く県民利用者、
県外利用者の割合



可動式ホーム柵



※平成22年度大都市交通センサスより

6 リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりについて

(地域振興部)

○名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助

名古屋駅は、多くの交通機関が集中する広域的な交通結節点であり、日本有数のターミナル駅です。

そうした中、平成39年度にはリニア中央新幹線が開業予定であり、また中部国際空港へのアクセスを担う名鉄の名駅再開発計画の動きもあり、この機会を捉えたまちづくりを進めることが必要となります。

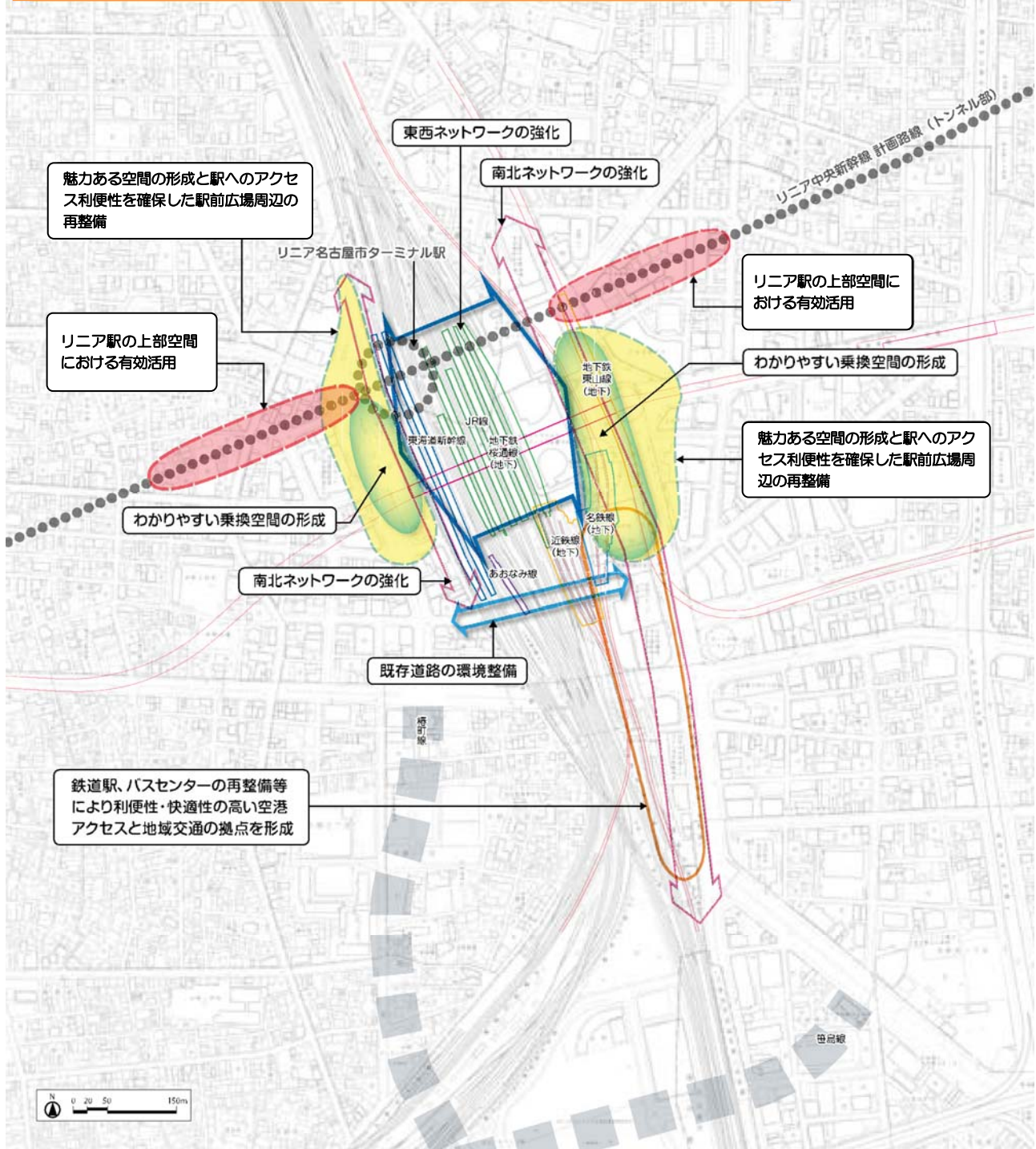
そのため、本市では、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を目標とする「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定したところであり、リニアの速達性を活かすなど交通機関相互の乗換利便性の向上、初めての人にもわかりやすく利用しやすい乗換空間の形成や、駅へのアクセス利便性を確保した駅前広場周辺の再整備に向けた取り組みを進めています。

また、県におかれても、リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する方策案の取りまとめにあたり、名古屋駅の乗換利便性向上を主要課題の1つとして示されており、名古屋駅ターミナル機能の強化に向けて、県・市が連携して取り組む必要があります。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助の創設を要望します。

誰にも使いやすい国際レベルのターミナル駅をつくる

- (1) 初めての人や外国人にもわかりやすいターミナル駅を形成する
- (2) リニアの速達性を活かすなど交通機関相互の乗換利便性を向上する



7 安心・安全なまちづくりについて

(県民生活部、警察本部)

○安心・安全なまちづくりの推進

都市化、国際化の進展などにより、犯罪の凶悪化、巧妙化、組織化、広域化が進み、市民は生活に不安を感じています。また、市内においては街頭犯罪や交通事故が多発する状況が続いています。

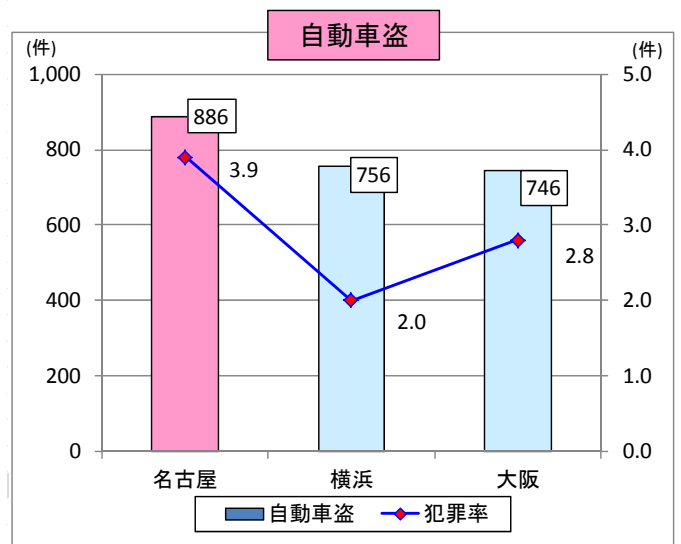
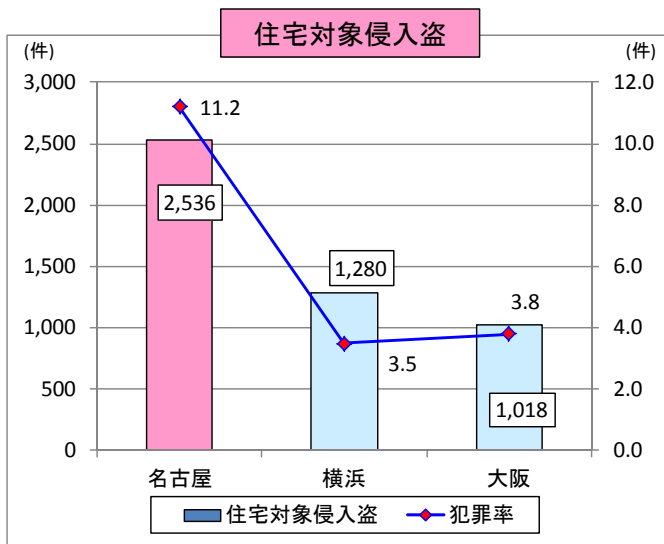
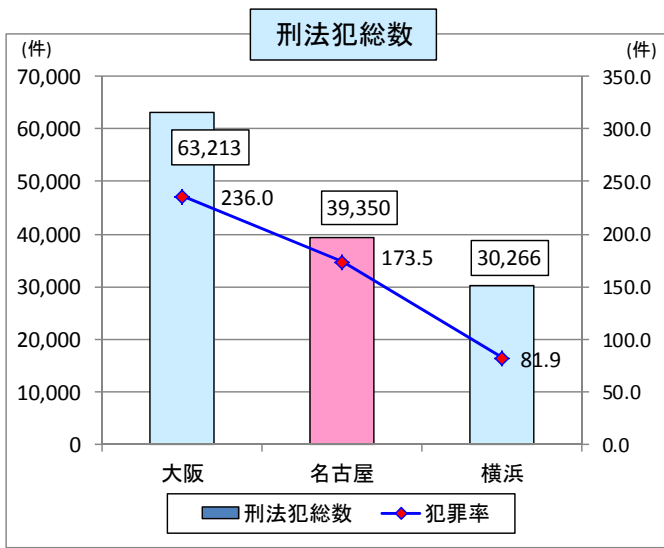
本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、様々な活動を実施しているところです。また、平成25年度から防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助を実施しています。

しかしながら、本市の平成25年中における街頭犯罪認知件数のうち住宅対象侵入盗及び自動車盗や、交通事故死傷者数については、指定都市中ワースト1位であり大変憂慮すべき状況です。

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について、要望します。

- ア 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- イ パトロールや取り締まりの強化などの警察活動及び交通安全条例の施行を踏まえた交通安全施設整備などの交通安全対策の更なる充実を図ること。
- ウ 市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。

指定都市における刑法犯認知件数上位3市



※愛知県警察本部生活安全総務課集約データより（平成25年中）

犯罪率は1万人当たりの刑法犯認知件数

指定都市における交通事故死傷者数等上位3市

(単位：件・人)

	人身事故件数	死者数	負傷者数
1位	名古屋 (15,537)	横浜 (61)	名古屋 (19,202)
2位	大阪 (13,973)	大阪 (49)	大阪 (16,418)
3位	福岡 (12,643)	名古屋 (48)	福岡 (15,825)

※大都市交通安全主管者会議「大都市交通事故データ」より（平成25年中）

8 医療費の助成について

(健康福祉部)

○子ども医療費の助成に対する補助の拡充

○障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助の拡充

(1) 子ども医療費助成

本市においては、子育て支援の推進のため、入院・通院ともに中学校3年生まで助成しています。県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっておりますが、本市をはじめ各都市とも、特に通院については対象年齢の引き上げを行っているのが実情です。

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の拡充を要望します。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

本市においては、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方についても、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

本制度の重要性を踏まえ、障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

9 医療保険制度への財政支援について

(健康福祉部)

- 国民健康保険事業に対する補助制度の復活及び必要額の確保
- 愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険の被保険者は、低所得者層を主体として構成されており、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、経費のすべてを被保険者の負担とすることは極めて困難な状況のため、市の一般会計から毎年巨額の財源を繰入れています。

このような状況の中、福祉医療費支給事業の実施に伴って増加する医療費に係る保険者負担を緩和するための県独自の事業である国民健康保険事業費補助金が平成25年度をもって廃止されました。

この事業の国民皆保険制度における重要性及び困難な財政状況を踏まえ、福祉医療制度の実施主体として、補助制度を復活するとともに必要額の確保を要望します。

(2) 後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約3分の1を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

10 医療・介護体制の充実について

(健康福祉部)

- 医療・介護サービス提供体制の充実
- 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

(1) 医療・介護サービス提供体制の充実

地域包括ケアの推進が喫緊の課題である中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に必要な医療・介護サービス提供体制を整えるには全国で医師が最大4万人、看護職員が最大60万人、介護職員が最大91万人必要となるという試算があり、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められています。

また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足も引き続き懸案となるなど、全国的に医師・看護師不足が深刻な状況になっており、愛知県では、人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回っている状態です。加えて救急医療においては、輪番病院の離脱等もあり、救急医療体制の確保にも大変苦慮しています。

これらの課題に対応するため、以下の点について、医療・介護サービス提供体制の充実を図るよう要望します。

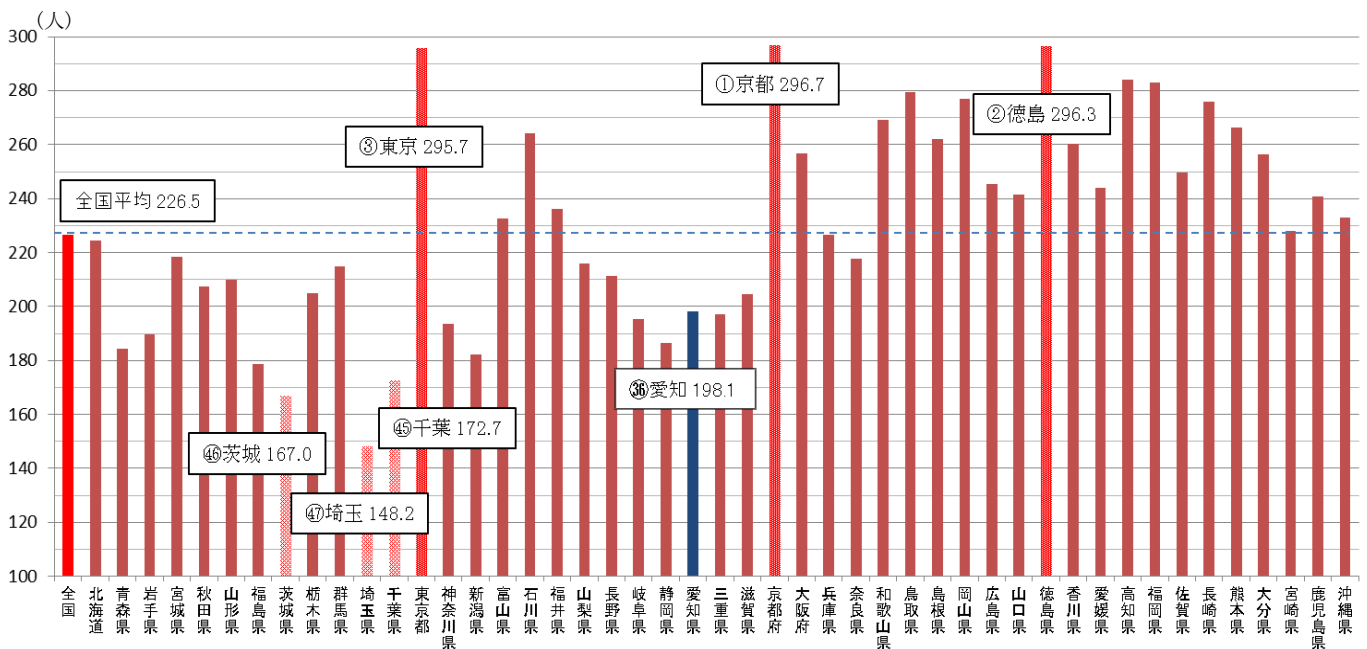
- ア 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき設置する地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策のさらなる充実を図ること。
- イ 救急医療施設整備、小児救急医療支援事業に対する助成の拡充などにより、救急医療体制の確保・充実を図ること。

今後必要となる介護職員の推計

区分	平成25年度 (2013年度)	平成27年度 (2015年度)	平成37年度 (2025年度)
国	158～162.5万人	167～176万人	237～249万人
名古屋市	3.5万人	3.6～3.8万人	5.2～5.4万人

※国推計は、「医療・介護に係る長期推計」(平成23年6月厚生労働省作成)より
市推計は、国推計に平成25年度における介護職員数の全国に本市が占める割合を乗じて算出

都道府県別医療施設従事医師数



※厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より (平成24年12月31日時点)

人口10万人当たりの医師数

(2) 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

本市においては、平成25年2月から名古屋陽子線治療センターで最先端の放射線治療である陽子線治療を行っています。

陽子線治療は、治療と社会生活の両立や治療後の社会復帰の機会を広げ、高齢者や難治がん患者の治療の選択肢が拡大することになり、多くのがん患者がこの治療に期待しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海3県唯一の陽子線がん治療施設であり、これを東海地域の財産として活用していきたいと考えています。

そのため、東海地域のどの病院の患者であっても陽子線治療が受けられるよう医療連携体制を構築することが不可欠です。

また、陽子線治療は患者の生活の質に優れたがん治療法ですが、患者の経済的負担が大きいことから、本市では、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

一人でも多くのがん患者が最先端の治療を受けられるよう、陽子線を含む粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取り組みを要望します。

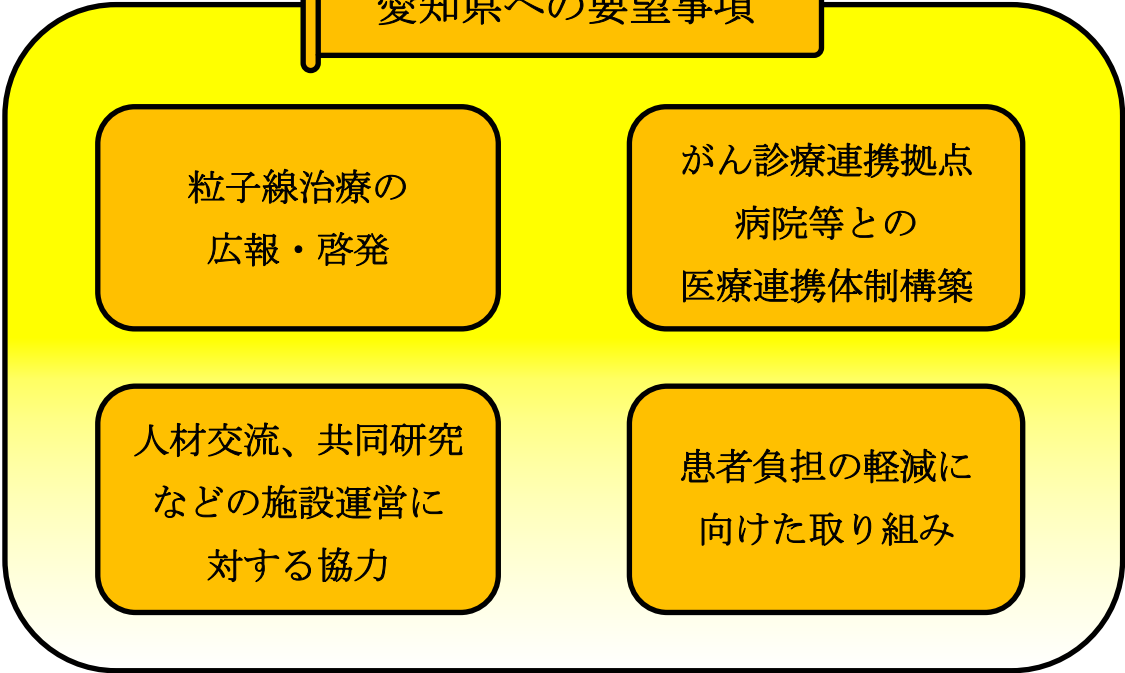
名古屋陽子線治療センター



- 東海3県唯一の陽子線がん治療施設であり、東海地域の財産として活用していく。
⇒東海地域のどの病院の患者さんでも陽子線治療が受けられるよう医療連携体制を構築することが不可欠
- 陽子線治療は生活の質に優れたがん治療法であるが、患者さんの経済的負担が大きい。
⇒本市では患者負担の軽減策を実施



愛知県への要望事項



1 1 教育行政の充実について

(教育委員会、県民生活部)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現
- 県費負担教職員制度の見直しへの対応
- 小・中学校の少人数教育等の充実
- 私立高校生等授業料助成制度の拡充

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現

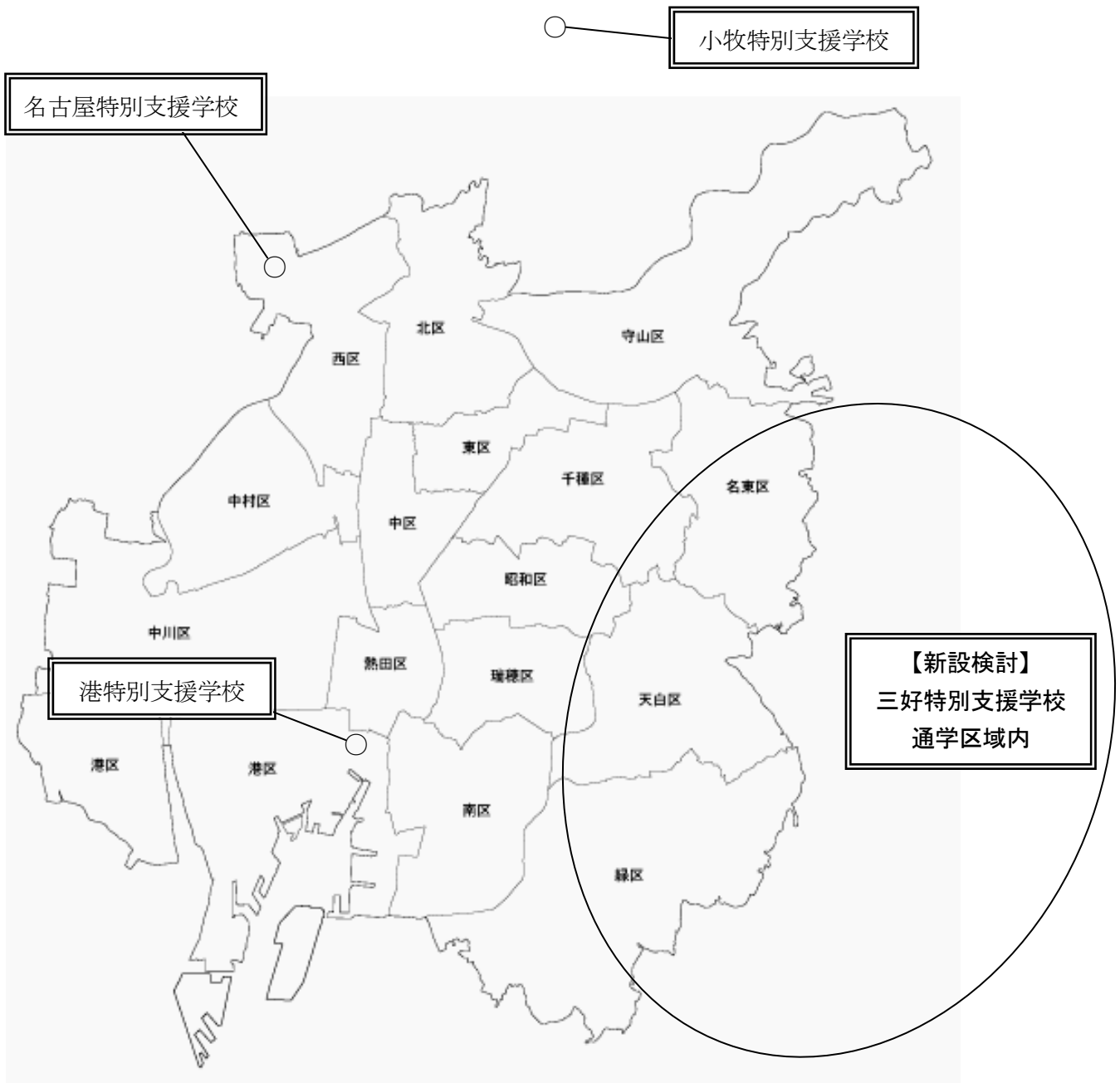
現在、本市には肢体不自由者のための特別支援学校が2校ありますが、児童生徒数が県下肢体不自由特別支援学校の中で最も多い状況にあり、施設の狭隘化が課題となっています。

また、平成26年3月に策定された「愛知県特別支援教育推進計画」では、60分以上の長時間通学は体調面で大きな負担になると分析されており、県においてはスクールバス増車の取り組みを進めていただいているところですが、名古屋市東部方面に住む重度の肢体不自由者は、依然として長時間通学を余儀なくされており、通学の負担が大きいのが現状です。

加えて医療的ケアを必要とする子どもは、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校の教育環境の改善及び児童生徒の通学の負担を軽減するため、県が計画している名古屋東部地域における肢体不自由特別支援学校の早期設置を要望します。

肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



< 現行の通学区域（名古屋市各区） >
港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白
名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中
小牧特別支援学校…守山

(2) 県費負担教職員制度の見直しへの対応

県費負担教職員制度については、平成26年6月に第4次一括法が公布され、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限が指定都市へ移譲されることが決まり、また、文部科学省より平成29年度から実施する方針が示されたことから、勤務条件に関する条例整備、人事・給与等に関するシステム構築等に向け準備を進めているところです。

平成29年度からの権限移譲が円滑に行われるよう、引き続き支援をお願いします。

(3) 小・中学校の少人数教育等の充実

少人数指導授業対応教員は、チームティーチングや習熟度別指導など、個々の子どもに対応したきめ細やかな指導を行うにあたって重要な役割を果たしています。しかしながら、本市の小学校においては、少人数指導のための専任教員が全校には配置されず、非常勤講師のみが配置されている学校もあり、少人数指導の実施に苦慮している状況です。

また、中学校1年生での35人学級に係る増学級分については、専任教員が配置されましたが、学級数に応じた教員定数での配置とはなっていません。

加えて、初任者研修実施に係る拠点校指導教員等については、国の定める配置基準に比べて低い配置割合となっています。

子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれる教育行政にするため、以下の点について要望します。

- ア 少人数教育の充実を図るため、教員配置を充実させること。
- イ 中学校1年生での35人学級における学級数に応じた教員定数での専任教員を配置すること。
- ウ 国の基準に応じて初任者研修拠点校指導教員等を配置すること。

少人数指導の充実を図るための専任教員の配置

区 分	県から配置された教員数 (A)	少人数指導に必要な教員数 (B)	不足する教員数 (B - A)
小学校	183人 (183校)	263人以上 (263校)	80人以上
中学校	184人 (110校)	220人以上 (110校)	36人以上

中学校1年生での35人学級における専任教員の配置

県から配置された教員数 (35人学級による増学級分のみ) (C)	学級数に応じた 定数配置での教員数 (D)	不足する教員数 (D - C)
63人	92人	29人

初任者研修拠点校指導教員の配置

初任者研修対象者数 365人 ①

区 分	県から配置された教員数 (E)	文部科学省基準より 算定される教員数 (F)	不足する教員数 (F - E)
拠点校指導教員数 ②	66人	83人	17人
上記指導教員に対応する 基準初任者研修対象者 ③	264人	332人	
③/①	72.3%	91.0%	

※各表とも平成26年度における教員数

(4) 私立高校生等授業料助成制度の拡充

ア 私立高校生

高校への進学率が95%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく市内中学校卒業者の4割超が私立高校へ進学しています。

国の高等学校等就学支援金により、私立高校生の保護者負担は軽減され、また、本市も独自の補助を実施しているものの、保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

県におかれては、所得金額に応じて私立高校生に対する独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、未だ約4割の私立高校生が、県独自の補助対象から外れている現状です。

さらに、平成26年度より、国において就学支援金に所得制限が導入され、約3分の1の私立高校生にとって保護者負担が大幅に増加する見込みとなっております。

教育の機会均等の見地から保護者負担の格差是正のため、補助対象の拡大及び補助単価の一層の引き上げを要望します。

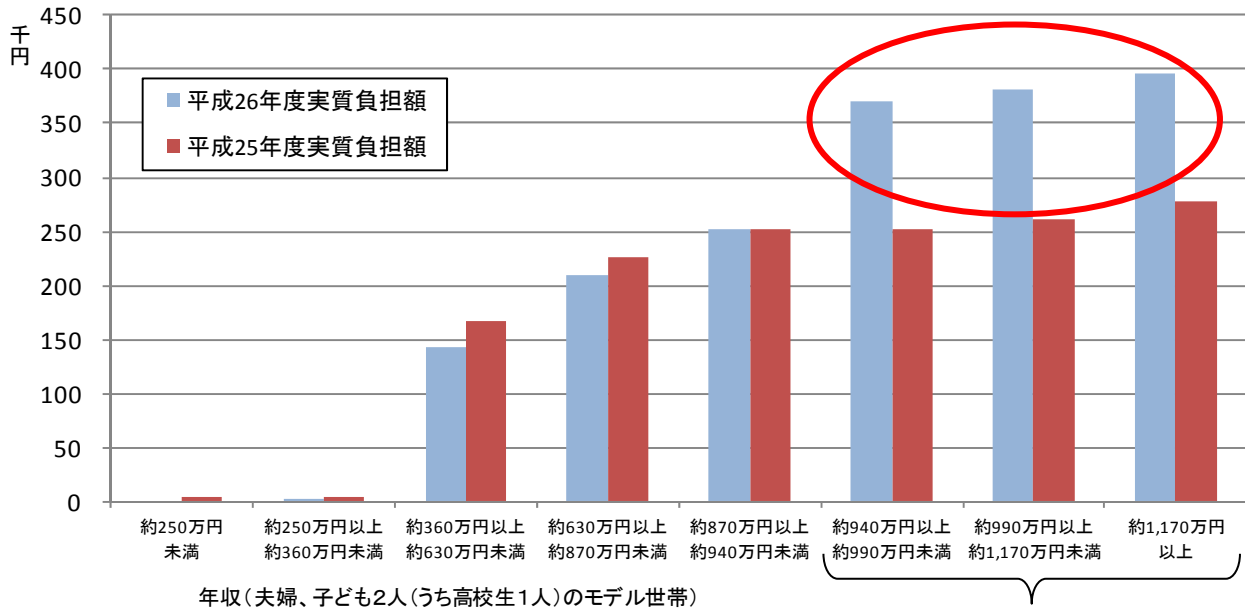
イ 私立幼稚園児

幼稚園については、国の就園奨励費補助制度のほか、本市では、独自の補助を実施しています。しかしながら、公私立間の保護者負担の格差は依然として大きなものがあり、補助制度の強化を求める市民の声は非常に強いものがあります。

県におかれては、独自の授業料軽減措置を講ぜられていますが、近年は制度を縮小され、平成25年度の対象者はわずか0.2%に留まっております。

県独自の制度においても、就園奨励費補助の対象とならない階層への補助を復活させるなど、保護者負担の公私立間格差是正に向けた積極的な取組みを要望します。

私立高校生における保護者負担の推移



26年度より就学支援金に所得制限

県費補助対象の拡大・補助単価の一層の引き上げが必要

私立幼稚園児に対する県独自の補助の推移

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就園奨励	(生活保護世帯)	○	-	-	-	-
	(約270万円以下)	○	-	-	-	-
	(約270万円超 約370万円以下)	○	-	-	-	-
	(約370万円超 約700万円以下)	○	○	-	-	-
授業料補助※	(約700万円超 約830万円以下)	○	○	○	-	-
	(年収約830万円超)	○	○	○	-	-
第3子特別補助	○	○	○	○	○	
対象率		72.3%	48.1%	10.6%	0.3%	0.2%

※ 区分の世帯収入は夫婦、子ども2人のモデル世帯における年収

※ 授業料補助に対する上乘せ補助は、入園した年度のみ

平成24年度以降、満18歳未満の子が3人以上いる世帯の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児のみが、県独自の補助の対象となっている

保護者負担の公私立間格差が是正されない

就園奨励の対象とならない階層への補助などを復活させることが必要

12 「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携について

(農林水産部、建設部)

○「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、都市化の進展に伴い、緑被率が減少しているため、本市では、公園整備や街路樹植栽、公有地緑化、優良な私有地緑化への助成などに取り組んでいます。

一方で、街路樹は植栽後30年、40年を経過するものが増え、大木化と生育環境の悪化、老朽化が進み、一部の街路樹では歩道幅員に比して著しく肥大化したり、著しい根上がりが連続するなど、安全上の弊害を引き起こしています。

今後とも、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用することにより、都市の緑の保全と創出の促進などを図るため、以下の点について要望します。

- ア 平成27年度に開催される全国都市緑化あいちフェアの関連事業について、県・市で連携して進めていくため、必要額を確保すること。
- イ 安全確保のため更新の必要が高い街路樹については、計画的な植え替えを実施するため、美しい並木道再生事業に関し、必要額を確保すること。
- ウ 対象事業の拡大などにより、より活用しやすい制度とすること。

あいち森と緑づくり事業を活用した市民参加緑づくり

久屋大通公園における「エンゼル花ひろば」の設置



① 着工前



② 市民参加による花壇づくり



③ 設置完了



1 3 国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直しについて

(建設部)

○国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

国営木曾三川公園事業の負担金については、愛知・岐阜・三重の三県が都市公園法に基づき負担しており、そのうち愛知県負担額の一部を県・市の覚書に基づき本市が負担しています。現在、国において、国直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされているところですが、国と地方との関係のみならず、県と市においても、それぞれの役割分担や負担金などについて見直す必要があります。

国営木曾三川公園事業については、国の負担で整備を行い、地方の負担金を廃止するよう、国に対して働きかけるとともに、この負担金が廃止されるまでの間、社会情勢の変化などを踏まえ、本市の負担金の見直しについて要望します。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。